

民生委員・児童委員の担い手確保と 活動しやすい環境整備に向けて

第2回民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会



©2014 大阪府もずやん

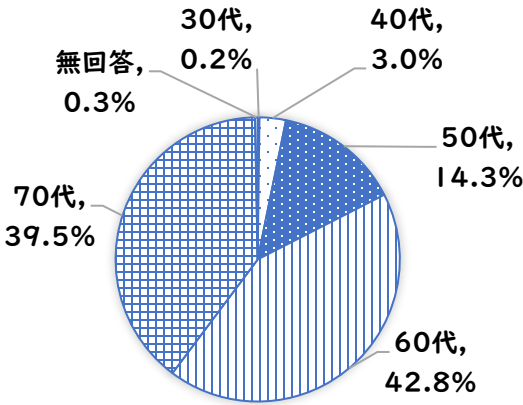
令和6年7月30日
大阪府福祉部地域福祉推進室
地域福祉課 谷岡 伸子

大阪府の状況 ①

◆民生委員・児童委員及び主任児童委員の現状（政令市を除く）

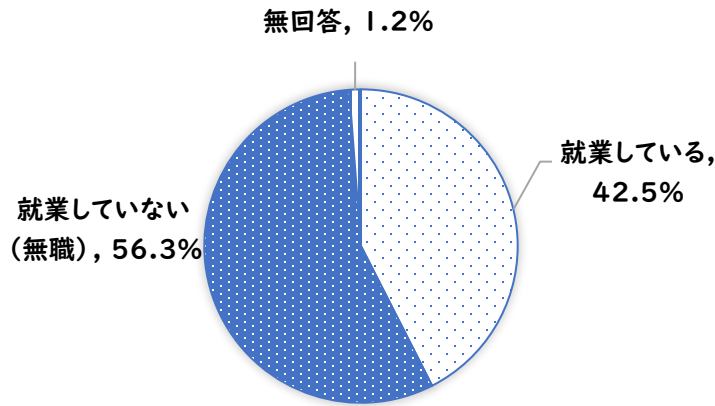
- 性別 女性66.9% 男性32.8%（主任児童委員は女性が82.5%）
- 年齢 平均66.1歳（区域 66.5歳、主任 60.5歳）
- 在任期間 平均2.8期（区域 2.8期、主任 3.0期）
- 就業状況 就業している 42.5% 就業していない 56.3%（主任は、59.2%が就業）
- 職業 就業している人の職業は、自営業 23.6% 会社員 20.0% など
- 担当区域の世帯数 平均 296世帯、担当区域の活動において関わりのある世帯数 平均 27.2世帯

【年齢構成】 全体n=7,513



平均:66.1歳

【就業状況】 全体n=7,513



就業している:約4割

【定数】

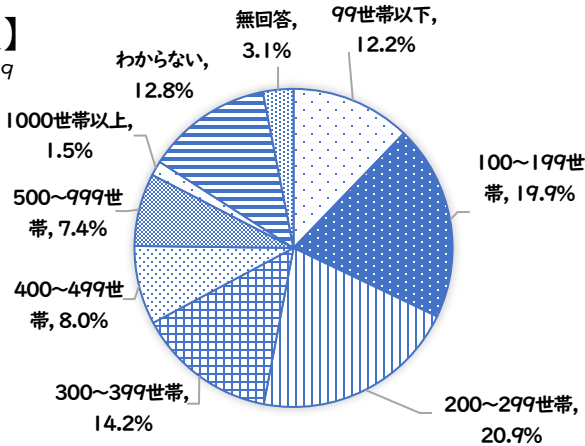
大阪府民生委員定数条例（平成27年府条例第5号）

人口10万人以上の市	170～360世帯ごとに一人
人口10万人未満の市	120～312世帯ごとに一人
町村	70～243世帯ごとに一人

【担当区域の世帯数】

区域n=6,699

平均296世帯



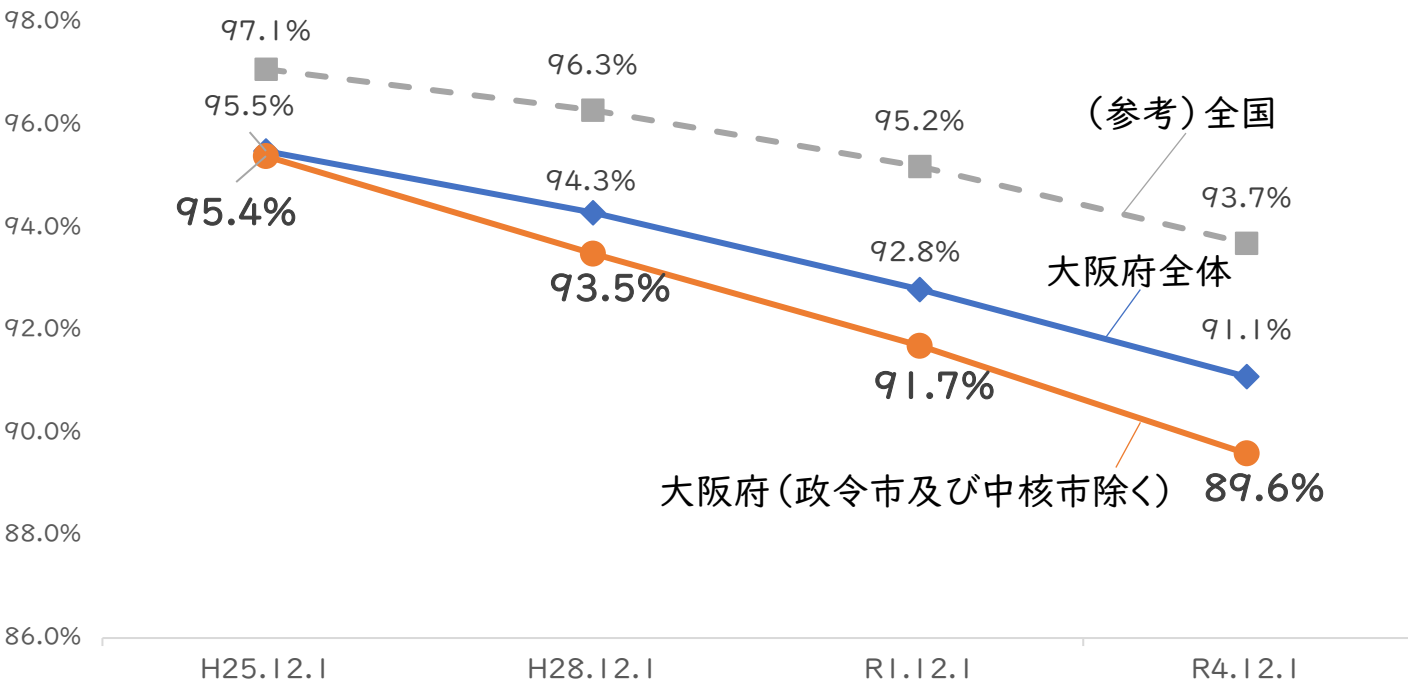
大阪府の状況 ②

◆民生委員・児童委員及び主任児童委員の定数及び委嘱率

令和5年12月1日現在

	定数			委嘱数			委嘱率		
	区域担当	主任児童委員	計	区域担当	主任児童委員	計	区域担当	主任児童委員	計
大阪府内全体	12,459	1,346	13,805	11,482	1,274	12,756	92.2%	94.7%	92.4%
大阪府 (政令市・中核市除く 34市町村)	4,231	350	4,581	3,888	338	4,226	91.9%	96.6%	92.3%
政令市 (2市)	4,654	728	5,382	4,329	687	5,016	93.0%	94.4%	93.2%
中核市 (7市)	3,574	268	3,842	3,265	249	3,514	91.4%	92.9%	91.5%

◆委嘱率の推移 (平成25年12月1日以降、一斉改選時)



◆委員の推薦方法 (政令市を除く市町村民児協 n=41)

自治会・町内会が候補者を推薦	46.3%
行政もしくは推薦会が候補者を探してくる	12.2%
委員個人が後任者を探してくる	19.5%
地区・地区委員長が後任者を探してくる	14.6%

◆委員の候補者選出の難易度 (政令市を除く区域担当委員 n=6,699)

特に影響は出ていない	10.1%
少し影響がでている	26.6%
かなり影響が出ている	22.7%
困難になっている状況は特にない・わからない	35.2%

出典：大阪府社会福祉協議会「民生委員・児童委員の担い手確保・活動環境改善に関する調査研究事業報告書」(令和3年3月)

居住要件について①

◆令和5年地方分権提案に関する大阪府の立場

追加共同提案

- 担い手確保に課題を抱える地域の選択肢の可能性の一つとして賛同
- ただし、民生委員活動の趣旨（地域の身近な相談相手）を厳格に踏まえ、各地域の実情に応じた的確な運用が必要

支障事例

- ・隣接地区にも関わらず、市域を超えて転居したため、居住要件を理由に辞めざるを得なかった。
- ・地域でのボランティア活動に積極的に関わっていたが、住民票が他市町村にあった。
- ・当該区域に居住しているものの、住民票は他市町村にあったため、居住要件を満たさなかった。

民生委員・児童委員について～専門職の声から～

- ・住民と同じ地域に暮らしていることで、日々の見守りや状況の確認をしていただける。
- ・支援が必要な方と大家ともに顔みしりの関係を築いておられ、間に入っていただけた。

◆仮に居住要件の緩和を実施する場合（R6.7市町村アンケート）

n=36（未回答1含む）/43

(1)	すべての市町村	52.8%（19市町村）
(2)	一定の条件を満たした市町村 <条件（例）> ・現に欠員のある市町村 ・今後、民生委員の確保が困難と市町村が判断した場合	27.8%（10市町村）
(3)	(2)に加え、さらに担当予定区域に限定 <条件（例）> ・担当予定地区の欠員期間が一定以上（例：6月以上）である場合 ・担当予定地区の自治会加入率が低い、もしくは自治会が組織されていない ・担当予定地区が集合住宅のみ又は飛び地である等特別な事情がある場合	16.7%（6市町村）

一定の条件を満たした
市町村・地域 44.5%
（16市町村）

※（1）に関して（市町村からの意見）：実際に市町村外の在住者を推薦するかどうか、地域の実情を踏まえ、推薦会にて検討するなど地域で裁量が発揮できるようにしていただくのはどうか

居住要件について②

◆仮に居住要件を緩和する場合に、必要となる条件や考慮すべき点（R6.7市町村アンケートほか）

条件

＜現職民生委員の場合＞

- ・市町村外に転居したが、仕事等の理由で生活圏に変更がない
- ・現職民生委員に限定（民生委員でなければ遜色ない活動を行うことはできないのではないか）

＜現職民生委員であるかに関わらず＞

- ・自営業等で担当区域の自治会に加入するなど、継続的に担当区域に関わり、地域の実情に精通
- ・集合住宅の管理人等であり、担当区域が管理している集合住宅のみ
- ・住民票は別市町村だが、居住実態は担当区域にある
- ・地域の福祉に係りの深い業種（地域包括支援センター、行政職員等）の元在勤者で担当区域の実情に精通

＜担当区域との距離的条件を付す場合＞

- ・市町村外であっても、担当区域に隣接する地域に居住

考慮すべき点（ルール）

- ・民生委員が転居した場合、その残任期間のみに限定
- ・市町村外居住者は、主任児童委員又は単位民児協会長、地区委員長等役員には選任しない
- ・住民票の所在地の市町村から推薦される場合（重複の場合）は、住民票所在地を優先

地域の実情を踏まえた実効性のある協力体制

- ・遠隔地での相談対応方法の確保（電話、メール等）
- ・地区を複数人で担当する班体制の構築
- ・休日夜間の連絡体制の構築、ICTを活用した委員間の連携強化
- ・遠隔地から会議や研修に参加する際の交通費の支給（通常の活動費に加えて）

居住要件について③

◆居住要件を緩和した場合に懸念される事項(R6.7市町村アンケートほか)

- ・地域とのつながりをどのように作るのか、地域住民が気軽に相談できるだろうか
 - ・地域住民からの理解は得られるか
 - ・区長からの推薦で候補者を選定しているが、市町村外に居住する方で区長と面識がない人を推薦することができるか
 - ・民生委員活動以外にも従事することが多い地域福祉活動(例:福祉委員)への影響はでないか
 - ・在勤者は、平日昼間の活動や会議への参加が困難ではないか、スピード感のある対応は可能か
 - ・勤務時間と民生委員活動との線引きがあいまいになるのではないか、勤務先の理解が得られるか
 - ・在勤者の場合、個人情報 の保管と取扱い、さらに、利益相反のリスク(勤務先の商品やサービスのあっせん)
 - ・集合住宅の管理人等を民生委員にするといった充て職的な取り扱いにつながらないか
 - ・夜間休日などの不在時に、他の民生委員に負担が生じる可能性
 - ・重複委嘱の可能性
 - ・市町村間で候補者の奪い合いにならないか
- ・人口減少・超高齢社会の到来、単身高齢者世帯の増加など、地域をとりまく環境が変化する中、民生委員の役割は今後ますます期待
 - ・一方、委嘱率に注目が集まりすぎるのは、地域への過度な負担につながる恐れ…地域で民生委員にふさわしい方を選ぶプロセスはどうあるべきか

大阪府・市町村における担い手確保・活動環境改善に向けた主な取組み

◆担い手確保

- ・退職（予定）職員への周知
府退職予定者への周知
退職者で組織される団体会報誌への記事掲載
→各市町村でも取組み
- ・関係機関との連携
（社会福祉協議会、地域の福祉施設や商工会議所など）
- ・認知度向上
PR動画及びステッカーの作成（地下鉄車内等で放映）
企業と連携した啓発（会員向け広報誌への記事掲載、コンビニでのチラシ配架）



大阪府職員の皆様へ あなたも民生委員・児童委員 として地域で活動してみませんか？

民生委員・児童委員は、地域で暮らす人々の身近な相談相手として活動しており、地域社会にとって欠かせない存在です。
大阪府職員の皆様のお力をぜひともお貸しください。

民生委員・児童委員とは

- 民生委員・児童委員は厚生労働大臣が委嘱する非常勤の地方公務員（無報酬・活動費の支給あり）、任期は1期3年間です。（次回の一斉改選は令和7年12月）
- 原則75歳未満の方で社会福祉の増進に熱意のある方。府内では、現在約1万3千人の方が民生委員・児童委員として活躍されています。
- 一方で、高齢化などの影響により、年々、必要数の確保が困難になってきています。

主な活動内容

担当エリアに住む1人暮らしの高齢者、障がいがある方、赤ちゃんが生まれたばかりのお宅の訪問や見守り活動、困ったことがないか相談にのる、福祉の専門機関等への機連しなどの活動をしています。

選任方法・問合せ先

民生委員・児童委員は、地域住民の中から、市町村ごとに設置される推薦会において選任されます。地域によって推薦方法は異なりますのでお住いの地域ごとに下記までお問い合わせください。

- 大阪市内にお住いの方
大阪市 福祉局 地域福祉課（企画） 06-4801-7970
- 堺市内にお住いの方
堺市 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課 企画係 072-228-8347
- 上記以外にお住いの方
大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 調整グループ（内線：4251）
※各市町村の民生委員・児童委員担当窓口をご紹介します。

大阪府退職（予定）者向け周知（会報誌への掲載とチラシ）

◆活動環境改善に向けた取組み

- ・フォローアップ研修
1～2期目の委員を対象に「1期目の壁」を乗り越えるためのサポート
- ・ICTの活用
大阪府福祉基金を利用したICT活用支援、好事例の共有

◆その他、市町村独自の取組み

- ・協力員制度
元民生委員によるサポート、次期候補者の実務経験の機会
- ・新任委員を支える取組み
新任委員に活動の流れ・関係機関を伝える研修、OB委員との交流など



放映したPR動画の一部

困りごと、
一人で抱えていませんか？



「高齢になっただけ住み慣れたまちで暮らしていいかなあ」
「ひとりぼっちの子育てに不安、誰かに話を聞いてほしいなあ」 などなど
困りごと、心配ごとがあれば、地域の**民生委員・児童委員**にご相談ください。

**大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課**
大阪府 06-6944-6663

**大阪府民生委員児童委員協議会連合会**
06-6762-9486

民生委員・児童委員の
協力依頼ページ
（お問合せはこちら）

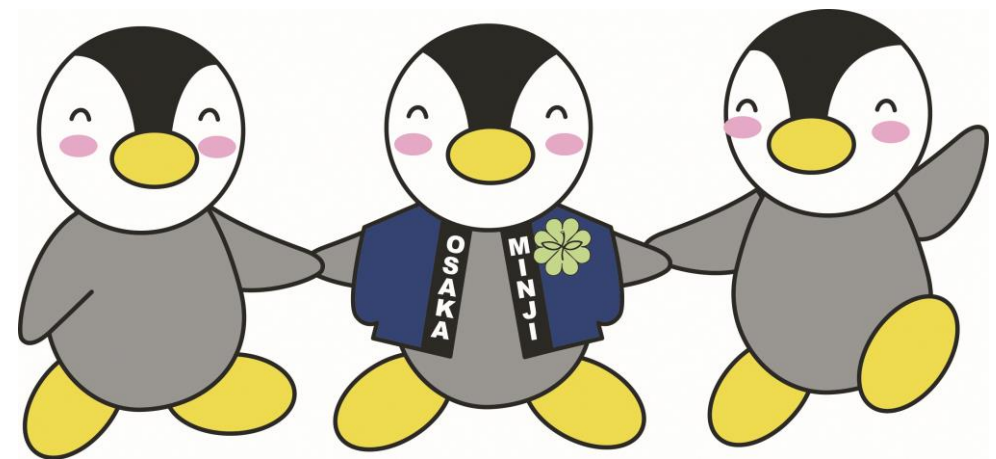
民生委員の担い手確保・活動しやすい環境整備に向けて

◆民生委員制度の充実に向けて

- ・民生委員・児童委員の活動内容や支援体制のあり方等について検討を行い、民生委員・児童委員の安定した確保及び地域で活動しやすい環境の整備を
(市町村の包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業の創設などを踏まえた、地域でのネットワークの構築、役割分担、負担軽減などの検討)
- ・活動記録などの効率化を図る専用のアプリ(オンライン上のプラットフォーム)の構築
- ・民生委員・児童委員活動費の活動費用弁償費及び地区民生委員協議会活動推進費の算定基礎となっている地方交付税積算基礎について、今後の民生委員・児童委員活動の一層の充実及びなり手不足解消のため、さらなる増額を

行政・関係機関・民児協関係者等が取り組む5つの施策提案

1. 委員の悩みや苦勞を支える仕組みと“1期目の壁”を乗り越えるサポートの充実
2. 働きながら委員活動を両立できる環境の整備
3. 次代を担う委員の参加促進と委員活動の“見える化”の推進
4. 自治会・町会だけに依存しない多様な委員選出の仕組みの構築
5. 担い手確保・活動環境改善に向けた新たな試みの推進



大阪府社会福祉協議会「民生委員・児童委員の担い手確保・活動環境改善に関する調査研究事業報告書」(令和3年3月)